

週休2日工事实施要領

(主旨)

第1 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(週休2日工事の種類)

第2 週休2日工事の種類は、以下のとおりとする。発注者指定型週休2日工事を基本とするが、担当課の判断により施工者希望型にすることも可とする。

- (1) 発注者指定型週休2日工事
発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事
- (2) 施工者希望型週休2日工事
受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を通知したうえで取組む工事

(対象工事)

第3 週休2日工事の種類に応じた対象工事は、以下のとおりとする。

- (1) 発注者指定型週休2日工事
市が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定した工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外を基本とする。
 - (ア) 災害復旧等の緊急を要する工事
 - (イ) 現場施工期間^{注1)}が1週間未満の工事
 - (ウ) その他、週休2日が適さない工事
- (2) 施工者希望型週休2日工事
市が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者指定型週休2日工事を除く工事を対象とし、受注者が希望する場合に週休2日を実施するものとする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。
 - (ア) 現場施工期間が1週間未満の工事
 - (イ) その他、週休2日が適さない工事

(用語の定義)

第4 週休2日並びに4週8休とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

2 完全週休2日とは、工事着手日から工事完成日^{注2)}までの期間から控除期間^{注3)}を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日^{注4)}とすることをいう。

3 週休2日相当とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。

4 現場閉所日とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。

5 休工日とは、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。^{注5)}

6 週休2日の達成とは、第5に規定される取組を実施し、完全週休2日又は週休2日相当のいずれかを達成した場合のことをいう。

(受注者の取組)

- 第5 受注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取組むものとする。
- 2 受注者は施工者希望型週休2日工事の場合、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知する。
 - 3 1つの工事現場で概ね同時期に施工される関連工事の受注者は、工程表の作成にあたっては受注者間で協力し、工事の進捗に影響がでないよう現場休息日等の予定日について工事着手前に調整すること。
 - 4 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書注6)に明示する。
 - 5 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。
 - 6 1つの工事現場で概ね同時期に施工される関連工事において、統括安全衛生責任者を選任している特定元方事業者が現場休息となる場合は、他の受注者から代理者を選任し、現場の安全管理体制について必要な調整をすること。
 - 7 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得る。
 - 8 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

(発注者の取組)

- 第6 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。
- 2 発注者は、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。
 - 3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する時期について、特記仕様書に記載する。
 - 4 監督員は、受注者から第5第2項の通知があった場合、これを受理する。
 - 5 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
 - 6 監督員は、受注者から第5第7項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
 - 7 監督員は、第5第8項の状況を確認する。
 - 8 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。
 - 9 発注者は、第5の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正する。

(入札公告及び特記仕様書への明示・費用の計上)

- 第7 発注者は、週休2日工事の実施にあたっては、入札公告及び特記仕様書に、週休2日工事である旨及び週休2日工事の種類を明示するものとする。また、発注者は、別紙2に基づき、直接工事費及び間接工事費の金額補正を行う。発注者指定型週休2日工事及び施工者希望型週休2日工事の当初予定価格において週休2日の達成を前提とした経費補正を行い、補正した額を計上する。週休2日工事を達成できなかった場合は、対象期間中の現場の閉所実績に応じた金額の補正を行う。

(工事成績評定)

- 第8 週休2日を達成したと認められた場合は、工事成績評定において、考査項目別運用表の定めにより加点評価を行う。
- 2 営繕工事については、成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を達成した場合においても従来と同様に適切に評価する。

- 3 発注者指定型において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「工事成績評定」における考査項目の「法令遵守等8. その他」において1点の減点評価を行うものとする。
- 4 施工者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績の減点を行わない。

注1) 直接工事費に計上される工種等の実施に要する期間

注2) 片付けを含む現場作業が完了する日まで

注3) 工事着手日から工事完了日までの、年末年始6日間(基本12月29日から1月3日)、夏季休暇3日間(基本8月13日から15日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)の合計期間

注4) 建築工事の場合、現場休息日を含む。

現場休息日とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業(現場事務所での事務作業含む)も実施しない日のことをいう注5)。

注5) ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

- ・通行規制に伴う交通誘導
- ・現場の安全確認(防犯・防火等)のための見回り
- ・機械器具の保守点検
- ・品質管理上必要な措置(コンクリート打設に伴う散水、採暖養生の確認等)
- ・現場保全や安全管理上必要な措置(除雪等)
- ・現場見学会や社会貢献活動等の実施
- ・その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

注6) 建築工事の場合は総合施工計画書とする。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

工事現場における週休2日の実施の明示について

- 1) 明示方法
下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。
- 2) 明示内容
「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。
- 3) 掲示板の大きさ
工事件名板（1.1m×1.4m）程度とする。
- 4) 設置位置
現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所であつ第三者等へ危害を与えない場所とする。
- 5) 掲示板に関する費用
積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

「週休2日」で工事を実施します

この工事は、建設現場の働き方
改革を推進するため、週休2日
の実施に取り組めます。

発注者：長野市

TEL〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

受注者：〇〇建設(株)

TEL〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

図 掲示板参考図